

計画事業に係る事後評価記載様式(最終年度)

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備したか。

法定協議会を適切に開催し、地域の公共交通の活性化に寄与する事業計画に基づく試行運行などを実施する中で、問題点の検証及び事業の見直しの検討等を行い、当該事業を本格実施する環境の整備を図った。

II 計画事業の実施

- ① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

●モックルコミュニティバスについては、事業計画どおり上限200円運賃の試行運行を平成22年度に引き続き4月から1年間実施している。平成22年度の利用者数は前年比約5%増となり、平成23年度においても利用者数は増加している。

●日野・滝畑コミュニティバスについては、花の文化園へ延伸する運行ルートの変更実施を考え、平成23年5月に運行ルートの延伸によるバス利用の意向調査を実施したが、ルートを延伸してもバスを利用したいという人はなかなか見込めなかったことから、本事業計画の結果としては、運行ルートの見直しは行わないものとする。

●清見台線については、現在、バスが三日市町駅東側ロータリーに到着しているが昼の時間帯などに同駅西側ロータリーへの乗り入れ希望があることから、平成22年10月にアンケート調査を行った。要望路線への変更がないと困るか、どうかの質問に対する結果は、「困る」が約22%であったのに対し、「別に困らない」、「全く困らない」の両方を合わせると約75%であったことから、本事業計画の結果としては、運行ルートの見直しは行わないものとする。

●南ヶ丘線、大矢船西町線については、一部の地域で要望があるが、地域全体としての意見を集約するまでには至っていないことから、本事業計画の結果としては、運行ルートの見直しは行わないものとする。

●下里・門前・中尾地域のバスの本格運行については、平成21年度に一度、試行運行を実施したが、本格運行へ移行できるような結果が伴わなかったことや試行運行実施後のアンケート結果を見ても、現時点では、この地域にバスが必要とは考えられないことから、本事業計画の結果として本格運行の実施には至らなかった。

●楠ヶ丘地域の乗合タクシーの本格運行については、平成22年度(9月～11月の3ヶ月間)に試行運行を実施し、その試行運行結果及び事後アンケートなどを踏まえ、事業計画どおり平成23年11月より本格運行を開始している。

III 具体的成果

- ① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

●モックルコミュニティバスの上限200円運賃の試行運行については、総合事業計画において「現状(平成20年度)以上のバス利用者数確保」を評価事項とし、平成22年度から実施している。平成23年度も、バス停や車内、広報誌・市ホームページ・新聞折込等での情報提供及び利用促進を継続的に行ったことにより、利用者数は試行運行前の平成21年度及び試行運行後の平成22年度と比較しても、増加傾向が続いている。増加の割合は、平成21年度から平成22年度で年間5%程度、平成22年度から平成23年度についても、さらに5%以上増加する見込みである。ただし、運賃収入については、試行運行前の平成21年度よりも下回っており、年々利用者が増えていることから徐々に差は縮まってきているが、運賃値下げ分を補うほどの利用者増加には至っていない状況である。

●楠ヶ丘地域の乗合タクシーの本格運行については、総合事業計画において「協働による取り組み体制の構築」及び「公共交通空白(不便)地域の解消」を評価事項としており、今回の本格運行を実施するにあたっては、住民・タクシー事業者・行政などの関係者で協議しながら運行プラン等を作成し、停留所設置にかかる沿道住民の同意や停留所設置についても住民の協力により実現ができた。

② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

●モックルコミュニティバスの上限200円運賃の試行運行については、市内で運行している路線バスの利用者の推移が横ばい、減少傾向にある中で、モックルコミュニティバスは増加傾向が続いているという状況から、一定上限200円運賃の効果があったものと考えており、引き続き傾向を検証するとともに、バス利用者の減少に歯止めをかけるための方策を検討する。

●楠ヶ丘地域の乗合タクシーの本格運行については、協働による取り組み体制の構築、取り組みの実施により、本格運行の実施(公共交通不便地域の解消)に至ったことから、今後、他地域へ展開を図る際のモデルと考えている。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

IV 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

① 実施した事業を本格実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

●モックルコミュニティバスの上限200円運賃の試行運行は、運賃の上限を安くしたことにより利用者数は伸びているものの、運賃収入については、試行運行前の平成21年度よりも下回っており、運賃値下げ分を補うほどの利用者増加には至っていない。

●楠ヶ丘地域において実施した乗合タクシーの本格運行は、平成22年度実施の試行運行結果である1便当たり乗車人員4.3人以上の乗車人数を目標としているが、目標達成には至っていない。

2 事業の実施環境

① 当該事業の本格実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

モックルコミュニティバスの上限200円運賃の試行運行及び楠ヶ丘地域乗合タクシーの本格運行については、市からの財政支出によるということで関係者の合意が得られており、河内長野市の平成24年の3月議会に平成24年度予算案を提出し、市議会において審議してもらう予定である。

② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を本格実施する環境を整備したか。

公共交通の維持・充実の取り組みについては、市民、公共交通事業者、行政などの協働による取り組み体制の構築が必要であり、乗合タクシーを実施している楠ヶ丘地域においては、地域住民が自主的に利用促進や情報交換会を開催するなどの取り組みを行い、協働による取り組み体制が構築されている。今後は、楠ヶ丘地域の取り組みをモデルとして、他地域でも協働体制の構築を図っていききたい。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される体制となっていたか。

法定協議会の規約において、「連携計画の作成及び変更の協議」、「連携計画の実施にかかる連絡調整」、「連携計画に基づく事業の実施」などが協議事項として規定されている。

② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられていたか(公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められていたか。)

法定協議会の規約において、構成員に「地域住民又は利用者の代表」が規定されており、当該規約に則り、市民代表及び市民団体代表が参加している。

③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されていたか。

平成23年度開催の第9回、10回の法定協議会において、計画事業の進め方、実施した計画事業の結果報告等について審議を行った。

④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されていたか。

法定協議会の河内長野市地域公共交通会議協議会運営規程において、議事の傍聴は原則可能であること、議事録は原則公表することが規定されており、当該規程に則り、協議会の議事が開示されている。(市ホームページにて掲載)

⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を本格実施することについて地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

法定協議会において計画事業の内容及びスケジュール等について審議され、本格実施の承認を得るとともに、実施した計画事業については、結果等が報告・審議されるなど実質的な合意が形成できた。

* 必要に応じて、参考資料を添付して下さい。